

長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の長泉町（以下「町」という。）に対する愛着や誇りを醸成するとともに、町の魅力やイメージを町の内外に発信するため、ブランドシンボル（長泉町ブランドシンボル活用要綱（平成30年長泉町告示第95号）第2条のブランドシンボルをいう。以下同じ。）を活用した商品を開発し、販売する者に対し予算の範囲において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、法人、個人又は団体で町税等の未納がないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、ブランドシンボルを活用した商品の開発等を行う事業とし、次に掲げるものとする。

- (1) ブランドシンボルを活用し、新たな商品の開発を行う事業
 - (2) ブランドシンボルを活用し、既存の商品の仕様の変更又は包装等の刷新を行う事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が他の制度による補助金等の交付を受けているとき又は受けようとしているときは、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助対象項目に係る経費の5分の4以内とし、申請1回につき20万円を限度とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請者概要
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、1年度当たり2回まで補助金の交付申請をすることができる。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請を受けたときは、第8条に規定する長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金審査委員会に諮り、当該委員会の審査の結果を考慮した上で、補助金交付の可否を決定し、長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

(1) 次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容を変更しようとする場合

イ 事業に要する経費に対して20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金審査委員会)

第8条 町長は、補助金の交付決定の可否についての審査を行うため、長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員8人以内で組織し、町長が委嘱又は任命する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 委員長、副委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が申請者（当該団体に所属している者を含む。）となる案件又は自己若しくはこれらの者が直接の利害関係にある案件については、その議事に参与することができな

い。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

9 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10 委員会の庶務は、行政課において処理する。

(変更の承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた法人、個人又は団体（以下「交付決定者」という。）は、第7条第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金変更等承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により変更等の申請を受けたときは、その内容を審査し、長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金変更（中止）承認（却下）通知書（様式第6号）により補助金交付団体に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）

(交付の確定)

第11条 町長は、前条の規定により完了報告を受けたときは、その内容を審査し、長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金交付確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、確定通知書を受領した日から起算して10日以内に長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

(概算払の請求)

第13条 交付決定者は、事業完了前に補助金の概算払を受けようとする場合は、長泉町都市ブランド戦略PR活動補助金概算払請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けた場合は、事業完了後精算しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた事業について、他の補助金等を受けることとなったとき。
- (4) その他この要綱に違反して補助金の交付を受けたと町長が認めるとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

	補助対象項目
1	原材料費
2	外注加工費(印刷費等)
3	デザイン費(設計費)
4	その他商品開発等に必要経費として町長が認めるもの